

共謀罪

現代版 治安維持法

犯罪の「行為」でなく「意思」を処罰



「しんぶん赤旗」1月12日付より

思想・良心の自由を侵す大惡法

安倍政権は、法案提出のたびに強い批判を受け3度廃案になつた「共謀罪」法案を、「テロ等準備罪」と名を変えて通常国会に提出・成立を狙っています。共謀罪は犯罪の「行為」ではなく、「意思」そのものを処罰するもので、刑法の大原則に反し、憲法が保障する思想、信条、表現の自由、基本的人権を侵害する一戦前の治安維持法の現代版と言える大惡法です。

●話しあいが罪?! 対象犯罪は600以上

2人以上で「犯罪について話し合い、計画した」とみなされればそのこと自体が犯罪になります。共謀罪は窃盗や公職選挙法違反を含む600以上の犯罪について、「未遂」や「予備」よりも前の「計画」の段階で処罰します。

●決めつけで捜査、自由な社会圧迫

法務省幹部は国会で「目くばせでも共謀は成立する」と答弁しました(2005年10月)。罪の構成要件があいまいで、警察・検察の勝手な判断で立件される余地があります。正当な市民運動の抑制に悪用され、自由な社会圧迫の恐れも。

● 対象の大多数はテロと無関係

政府は「テロ対策」を前面に押し出しますが、日本には殺人予備罪、内乱予備陰謀罪、凶器準備集合罪などテロで想定される犯罪を未遂以前の段階で対処する制度があります。今回の共謀罪案で対象となる罪の多くは、テロとは関係のない通常の犯罪です。

法案提出許さぬ運動を 日本共産党